



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

S · 0 生

◎鐵道省令第一號

軌道運輸規程第二條第二項ノ特例ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十七年一月二十七日

鐵道大臣 八田 嘉明

軌道運輸規程第二條第二項ハ當分ノ内之ガ施行ヲ停止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正十二年十二月二十九日鐵道省令第四號軌道運

輸規程抄錄

第二條 運賃料金其ノ他ノ運送條件ハ公告ヲ爲シタル後ニ非サ

レハ之ヲ實施スルコトヲ得ス

運賃又ハ料金ノ増加ヲ爲サトスル場合ニ於テハ前項ノ公告

ハ二週間以上之ヲ爲スコトヲ要ス

◎土地收用公告

左ノ事業ハ土地收用法に依リ土地を收用することを得るものと認定す。

起業者 事業の種類 起業地

年月日

鐵道大臣 鐵道保養所建設 山口縣吉敷郡大道

村地内

一九一〇

鐵道大臣 鐵道敷設

神奈川縣橫須賀市
逸見町、湊町、汐
入町、坂本町地内

一七、一、五

三井化學工業 軍需品製造設備
株式會社 建設

熊本縣玉名郡荒尾
町、平井村地内

一七、一、四

三井化學工業
株式會社

福岡縣大牟田市大
字大浦町、西米生、
今山、壓木地内

一七、一、三

◎軌道法に依る申請に對する處分

宮城縣

仙臺市營 軌道敷設工事施行認可申請期限伸長認可

仙臺市申請に係る東町線自、花京院通り二二番地々先至、苦竹
字坂下四〇番地々先に至る區間の工事は昭和十六年五月九日監第
一、五七〇號を以て昭和十六年十一月三十日まで伸長認可を受け
し處、同區間に於ける道路築造工事の一部及鐵道省跨線橋工事未
完了の爲更に昭和十七年十一月三十日迄期限伸長せんとするの件
は一月三十一日監第一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あり
たり。

福島縣

福島電氣鐵道 工事方法變更認可申請

福島電氣鐵道株式會社申請に係る客年七月豪雨出水に因り飯坂
東線下松川橋(一部流失)、幸橋流失したるに付之が復舊に際し構
造の一部を變更し架設せむとするものにして其の工法を示せば

一、飯坂東線中心桁程四軒〇九七米下松川橋

(イ) 右岸側橋脚六脚に對し添杭を兩側に打ち支柱を建込み
補強す。

(ロ) 左岸二徑間は鐵桁なる處流失し未に見するに至らざ
るを以て木桁とし桁中間に木造橋脚を増設し連續桁とする
二、飯坂東線中心桁程七軒九四六・一四米

幸橋の流失を機とし南幸橋及幸橋の兩橋臺を兼用せる橋幸橋
撤去し此の延長に對し一徑間七米を新設す。

桁及橋脚の構造は既認可通りとす。

三、工事着手及竣功期限

認可の日より向五日以内に着手し五十日以内に竣功す。

四、工費 金四千圓也は營業收益より支辨す。

五、鋼材 一〇、三五吨(手持品充當)

右の通りにして工法其他支障無之被認められ一月十日監第四、五

二七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可たり。

東京府

東京橫濱電鐵 電氣工事方法變更認可(二子變電所)

東京橫濱電鐵株式會社申請に係る大井町線終點二子玉川驛附近
に電氣鐵道用變電所を新設し玉川線の一部溝の口線碇線及大井町
線の一部に於ける電車線電壓並に軌條電壓の改善に資し併せて近
來頗る増大せる同方面の電車負荷に對し饋電の安定を期せんとす

るものなり。

然而本變電所所要電力は既設駒澤變電所間に送電線路を新設なし駒澤變電所受電設備を共用受電せんとするものにして主要機器は既設大橋變電所の豫備機たる七五〇「キロワット」廻轉變流機一臺及び變電設備を移設せんとするの件は二月六日監第一三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京地下鐵道 東京市電車直通運轉認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る今般陸上交通の統合に伴ひ運轉系統一部變更し市所屬一、二〇〇形電車を地下鐵城東線に使用致度、尙錦糸堀起點西荒川方向二軒二四一より二軒七五八五間は車體外有效幅員不十分に付（二六七耗不足）特別設計と爲さんとするの件は一月三十一日監第三〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

京成電氣軌道 自動閉塞信號機増加認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る電車運轉の圓滑を計る爲、江戸川停留場構内上り線に色燈三位式自動閉塞信號機を工事費二、〇〇〇圓（借入金に依る）を以て増設せむとするの件は昭和十六年十二月十八日監第四、二五三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京横濱電鐵 玉川線櫻新町停留場特別設計認可

東京横濱電鐵株式會社申請に係る乗客の利便を計る爲、櫻新町

停留場に乗降場及同上々家兼待合所新設せんとするの件は昭和十六年十二月四日監第四、一〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營（高速）難波新地六番町天王寺町間工事方

法變更認可

大阪市申請に係る本件は昭和十三年三月二十九日附監第二、八九二號及昭和十三年九月十九日附監第七、七〇二號を以て認可したる第一號線中難波新地六番町松崎町一丁目間、及松崎町一丁目天王寺間の工事方法を一部變更せんとするものなり。即ち變更區間延長六七三米、工事費二一、一〇〇圓（公債、受益者負擔金及雜收入より支辨）を以て天王寺停留場の聯動裝置は線路延長に伴ひ一箇所増設し、同區間に閉塞信號機三基を新設せんとするの件は格別支障無きを以て一月二十七日監第一九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營（高速）軌道假設工事設計變更認可

大阪市申請に係る本件は昭和十二年九月二十四日附監第三、九四〇號を以て認可ありし梅田停留場は換氣設備不完全なる爲、隧道内の空氣混濁し旅客並に軌道従業員の保健衛生上憂慮すべきなるを以て本申請に及びたるものにして本停留場北中階部に吸氣口臭氣抜「ダクト」を設置せんとするものなり。然して本施設は緊

急施行を要するものと認めらるゝにより一月二十八日監第一二〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る東西線松島一丁目同二丁目間（延長二九八米七九）軌道は道路の一方に稍々偏在するを以て之を中央に移設し運輸の圓滑化を圖らむとするの件工事費一、四六三圓（營業益金充當）にして別段支障なしと認められ昭和十六年十二月十一日監第四、三二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 車輛設計變更並手用制動機省略認可

大阪市申請に係る近時激増せる乗客の萬全を期し輸送力の増大を圖る爲、軌道の鋪裝殆んど完成し其の要なき四輪電動撒水車十二輛を四輪電動客車に設計變更せんとするものにして、尙本車輛には手用制動機省略し併而例外取扱となきんとする件は工事費二〇六、二二〇圓（營業利益金より支辨）にして格別支障なきと認められ通牒を附し一月九日監第四、四一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

大阪市營 工事方法變更の件認可

大阪市申請に係る九條中之島線中德島橋は中之島掘削埋立に伴ひ存置の必要なきに至りたるを以て之を撤去し軌道及道路構造を既認可構造に伴ひ施行せんとするの件は一月二十七日監第五〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營（高速電氣軌道） 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る高速電氣軌道第一號線自、天王寺停留場西端至、住吉區天王寺町間中天王寺停留場の聯動裝置は線路延長（變更區間延長六七三米）に伴ひ一箇所増設し同區間に工費二一、一〇〇圓（公債、受益者負擔金及雜收入より支辨）を以て閉塞信號機三基を新設せんとするの件は一月二十七日監第一九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府、兵庫縣

阪神急行電鐵 神戸寶塚線軌道工事方法變更並軌道

運轉信號保安規程例外取扱の件認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る軌道營業監査通牒（一三、六、九、監軌一、三六二）事項中運轉保安設備に就き聯動機兼他信號機設備を一部工事方法變更せむとするものにして、尙信號現示方式を三位式に統一する爲、場内及出發信號機の現示方式（三位式三位現示、三位式二位現示）及小林、塚口、夙川各停留場に於ける場内及出發信號機の現示方法を平常進行現示に併用せむとす。右は軌道運轉信號保安規程に抵触するを以て同規程外取扱となきんとするの件は工事費四九、五〇〇圓（手持支金充當）にして格別支障無之被認二月六日監第一七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

南海鐵道 電氣工事方法變更認可

(全部手持品使用)にして格別支障無之被認一月二十八日監第一二七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京阪電氣鐵道 工事方法變更並假設工事認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る東京第二陸軍造兵廠宇治製造所鐵道引込線敷設に伴ひ之を交叉箇所防護の爲、假設工事施行し工事方法一部變更せんとするの件は工費二五、〇〇〇圓(陸軍造兵廠金額負擔)にして格別支障無之被認、假設物の使用期限を昭和十七年三月二十七日迄とし通牒を附一月二十七日監第一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

和歌山電氣軌道 工事方法變更認可

和歌山電氣軌道株式會社申請に係る自、眞砂町、至小松原通五丁目停留場間互長〇竊六七九九五複線鋪裝工事施行するものにして鋪裝に伴ひ道床を砂利平均厚〇米一〇補足改良なし鋪裝は軌間及兩側は既設及手持の古板石を加工の上再用し中心間は新板石を以て爲し全部基礎混凝土(厚〇・〇七米)及モルタル(一平方米當〇・〇四立方米使ひ)張りとするの件は工事方法變更其他格別支障無被認一月二十三日内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

山口縣

山陽電氣軌道 軌道轉轍器變更及信號機設置工事認可

山陽電氣軌道株式會社申請に係る舊式なる轉轍器を新しく電氣轉轍器に取替へ之と聯動の電氣信號機及電氣閉塞信號機を設置し轉轍を敏速及確實電車運轉の保安正確を期せんとするの件は昭和十六年十二月二日監第四、一一一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

九州鐵道 電動客車設計變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る地方鐵道太宰府線用車輛を併用軌道甘木、福島線軌道用に變更使用の爲、該車輛乗降口踏段を改造せんとするの件は二月六日監第一二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡電車 軌道工事方法變更認可

福岡電車株式會社申請に係る木工事は福岡市内室見橋停留場(西岸)より姪濱停留場(終點)間軌道敷内土砂路面を石張りを以て左記の通り鋪裝せんとす。

一、區 間

- 自帝大前起點一〇竊四三〇米
- 至同 一一竊九〇〇米
- 單線互長 一竊四七〇米

二、工 法

兩側道路鋪裝と一致する様軌道を整備しコンクリート基礎上

南海鐵道株式會社申請に係る時局の影響を受け電力供給区域内の紡績工業の生産減少の爲電力需用増加の割合著しく減少したる爲電力需給を變更せんとするの件は通牒を附し二月五日監第一二二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府、京都府

京阪電氣鐵道 電動客車設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る七〇〇型電動客車拾輛（既認可）に運轉臺燈、前照燈及制御回路鎖錠繼電器等を工事費一五、〇〇〇圓（自己資金、輻分一、五〇〇圓）を以て増設し其他電線接續の一部を變更せんとするの件は二月六日監第一二八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府、兵庫縣

阪神急行電鐵

變更並運轉信號保安規程例外取扱の件認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る昭和十三年十一月二十五日電甲第五九二號を以て申請せる信號保安設備變更の件に付今般資材の都合及運轉保安増進の爲、更に其の内十三、塚口、寶塚停留場の信號保安設備を變更せんとす。尙三位式現示並に場内信號機及田發信號機に進行定位式現示採用に就ては例外取扱とせんとするの件は工事費九一、七二〇圓（手持資金）にして格別支障無之被

認一月二十七日監第五一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營保安設備變更認可

大阪市申請に係る天神橋筋六丁目交叉點外一ヶ所の交通信號器結線を簡易化し取扱方を便利にせん爲、信號轉轍聯動裝置制御方法を變更せんとするの件は一月二十七日監第一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營（高速電軌）第一號線天王寺停留場設備變更認可

大阪市申請に係る昭和十二年一月九日付監第四、五一二號及昭和十三年三月二十九日付監第二、八九三號を以て認可を受けたる既設天王寺停留場西中階部と省線天王寺驛並に南海山手線天王寺驛との間に連絡設備をなさんとするものにして省線天王寺驛新築工事中の南端部工事は昭和十六年八月より昭和十七年三月迄の間に鐵道省に於て施行せらるゝ豫定にして、其の完成後南海天王寺線の現在線は南に移設さるゝ豫定なるを以て本工事を其後に施行せんとすれば、本工事部分の側壁と南海天王寺線建築定規との間の餘裕僅か十五糎となり本工事施行に當り非常なる困難と不便とを伴ひ殆ど施行不可能なる状態となるに因つて鐵道省大阪工事事務所と協議打合せの上省線天王寺驛工事と並行して本工事を施行せんとするものにして工費四五、〇〇〇圓、使用鋼材三二、九噸

に厚八種の花崗石を軌條面と同高に敷モルタル(配合一、三)を以て張詰めるものとす。

三、工事着手 認可の日より一ヶ月以内

四、工事竣工豫定 着手より向ふ一ヶ年半

右工法の通りにして格別支障無之被認二月六日監第一三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

戸畑市 九州電氣軌道三六、幸町兩停留場新設軌道

を併用軌道に變更認可

戸畑市申請に係る九州電車軌道株式會社の經營に係る戸畑、小倉線は明治四十一年専用軌道として特許を受け敷設したるものにして當時本市は人口數千にして寂寥たる半農半漁の一寒村に過ぎざりしも本市は天惠の地の利を占むるに依り工業都市として大々小幾多の工場陸續と創設せられ年と共に殷盛を極め益々年を逐て激増せるを以て本市は大正五年以來數次巨費を投じ區劃整理を斷行し約百萬坪の市街地を造成し爾來北九州に於ける工業業樞要都市として發展し全く昔日の比に非らざるなり。

抑々今回申請の併用區間は本市が大正八、九年頃電車線路を中心に附近一帯に渉る十數萬坪の市街整理施行の際併用軌道として速進すべく軌道會社と數次の交渉を重ねたるも當時會社は經費の増加と人家稀薄を理由に之が實現を見るに至らざりしも本市は近

き將來當然起るべき併用軌道を相定し軌道兩側に道路を新設したり。然るに時勢の進展と交通機關の發達に伴ひ道路の整備擴充は一日も忽緒に附すべからざるを痛感し本市は年來の希望を實現に期すると共に又一面新興の意氣旺盛なる現戸畑市の樞要市街地に専用軌道の運行を見るは洵に遺憾とし軌道經營者と親しく協議を重ねたる結果、會社も本市多年の宿望を了とせられ相當の經費も負擔し茲に幅員十八米の併用軌道の實現を見るに至りたり。併而本區間は昭和十三年二月實施せられたる鐵道、内務兩省の實地監査の結果同年九月二十一日付通牒第二、六五八號を以て會社に對し手續を命ぜられたる個所に付認可を得んとするものにして工法を示せば

一、工事の種類 新設軌道を併用軌道に變更

一、道路の種類 市道

一、線路名 小倉戸畑間線路

一、延長 六一七米二〇

一、始終點の地名地番

始點は戸畑市大字戸畑字三六一、三三七番地ノ三
終點は同市大字戸畑字金屋原 八一一番地ノ二

一、始終點の料程

始點は四軒〇六四米〇〇
終點は四軒七二二米五〇

破鎖短縮四一米三〇

一、工事費 一一、四二〇圓

右の通にして格別支障無之被認通牒を附し一月二十七日監第七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大分縣

別府大分電鐵 龜川假、龜川停留場間軌道工事竣功

期限延期の件

別府大分電鐵株式會社申請に係る昭和十五年八月八日附監第一六九九號を以て昭和十六年十二月三十一日迄延期の龜川線未落成區間（新設軌道）たる龜川停留場、龜川驛前停留場間は昭和十六年四月二十三日より工事着手鋭意竣工を急ぎ居りし處、右工事に要する資材一部入手難のため工事竣工期限内に竣工出来兼ねるに付更に昭和十七年三月三十一日迄延期せんとするの件は二月十日監第二三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

別府大分電鐵 電氣工事方法變更認可

別府大分電鐵株式會社申請に係る本件は昭和五年十一月十八日附監第四、二七〇號を以て撈川、龜川間の工事施行の認可ありしものなるが本落成區間中、別府市大字龜川地内互長〇、三一八新間（専用軌道）に於ける吊架方法は鐵裝電車線（カタナリー）式なるも之を「スパンワイヤー」式に變更せんとするの件は時局柄資材入れ困難にして實情止むを得ざるものと被認に付二月六日監第二六四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

農業技術研究機關の設置要望

農業土木の重要は食糧増産の緊急性と共に最近益々重視され、土地改良技術の急速なる向上發達が痛感されるに至りこれに伴つて土地改良事業の技術的研究指導機關の設置が關係方面より要請されてゐる即ち土地改良事業に對しては現在道廳土木部土地改良課が中心となつて指導し農試においても試験地の設定等によつて研究を進めてゐるが、實際的に農業土木の研究をしてゐる所はなく技術的には、土地改良技術員が現地で土地改良事業を施行すると同時に補足的な研究を進めてゐるに過ぎぬ状態にあり、これでは急速な農業土木技術の發展は期し難く現下の食糧増産の要請に應へて長足な技術進歩を圖るには、その推進力となる農業土木研究機關の設置が要請されるに至つた譯である。

然し乍らこれを設置するとなれば相當の豫算も伴ふことになり頗る困難性があり結局農試工試等試験機關が綜合的に統一併合される場合に特に農業土木の研究を實質的に實施する様機構の中に織り込みこれを實現せしめるより他ないと見られる。